市民の声（6 月分）

意見 5	H28.6.17 　自治会の回覧で、市から猫について、よその猫が自宅敷地で出産した場合も、敷地住民は責任をもって飼い主を探すようにという趣旨の説明がなされていました。回覧した後確認にしようと市ホームページの「市からの回覧物」をクリックしましたが何も現れません。 　常識的には、何の落ち度のない人の敷地に猫が侵入し、敷地内で出産された場合、その敷地住民は被害者であり、その子猫について責任があるとはとても信じられません。市は敷地住民に責任があるという法律的根拠を示して下さい。私は、その責任は当然ながら飼い主、飼い主を指導できていない行政、野良猫を放置している行政だと思います。私は大好きな小鳥を捕食する猫が大嫌いで、猫が侵入しないように対策していますが、隣接する立木を利用してジャンプする、元気な猫にはお手上げです。 私は、敷地内で出産間もない子猫を見つけた時や納屋に侵入した猫を見つけた時は、市に通報しますので市はすみやかに猫を引き取り下さい。また必要に応じて千葉県、国と相談して下さい。
回答	H28.7.8　担当課　環境管理課 　ご意見のありました件につきまして回答させていただきます。 　まず、市ホームページの「市からの回覧物」の閲覧ですが、確認をしたところ、ご指摘のあったとおり閲覧できない状態となっておりました。ご迷惑をおかけしてしまい、お詫び申し上げます。なお、現在は閲覧できるようになっております。 　次に、今回の回覧については、近年、猫による様々な相談（猫に糞尿されて臭う、猫が増えすぎて困っている、敷地内で猫が子供を産んだなど）が市役所に寄せられていることから、猫の飼い主や野良猫に餌を与えている方に対し、千葉県が作成している、「人と猫の共生ガイドライン」に基づき、注意喚起を行うとともに、家の敷地内に子猫が産まれてしまった方に対して、猫を公園や道路に捨てないこと、また飼ってくださる方を見つけていただくための、具体的な方法などを記載したものでございますので、ご理解ください。 　なお、飼い猫が外で子猫を産んでしまった場合や、糞尿の被害に遭っているというご相談があった時は、飼い主が特定できる場合、職員が直接飼い主の元へ出向き、適切な飼い方の指導や不妊去勢手術をするよう案内しております。 　また、猫の引き取りに関しましては、動物愛護法により負傷動物の保護以外の目的で行政が捕獲し又は、引き取るといったことはできませんので、ご了承ください。 　　この度はご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。
意見 6	H28.6.21 　私は平成九年に当袖ケ浦市に転居して参りました。 　海に近く、自然豊かで、しかも東京に近い（アクアライン利用のバスに乗れば東京、横浜、羽田空港はすぐそこに）という理由で転居先に選びました。そして、すでに七年経ちましたが、とんでもない矛盾にいまだに悩まされております。それは、この町の町内会が、今まで住んだことのある何処の地方にも見られない、複雑な構成で、一軒一軒がまだら模様になっているという事です。 　つまり、わが家から見れば両隣が同じ町内会ではないという事です。単純にわが家は古い言葉で申し訳ありませんが、「向こう三軒両隣」のなかで完全に孤立してしま

	っているのです。従って、回覧板一つとってみてもわが家の上は、右隣の二軒先で、下は（つまり私がそれを持参しなければならない家）左隣をはるかに超えて150mほど行き、そこで右折して二軒目になります。多忙な日とか酷暑の日など、そのためにうんざりする事が少なくありません。 七年も経てば、何かの役を担うことになるのですが、その場合数十軒を廻らねばならないこともありますが、（実際氏子代表をすることもありましたが）その時には、なかなか町内会の人々のことがわからず、苦労することになります。それだけでは無く、老齢の私にとっては、広範囲を複雑に歩き回らねばならないという辛さは言うに及ばず、折角、新しい町の人々と親しくなれる機会でもあるのに、なかなか馴染めない状況にあります。 親しくなった人に依れば、このことは皆、誰もが矛盾に感じているようですが、指摘しても無駄なことだと言われました。 このようなことになった理由は、私はある程度想像がつくような気がします。古い昔からの大家族の制度が少し残っているのでしょうし、歴史的に一軒の敷地の大きさも原因に数えられるのかもしれません。 袖ケ浦市の発展は目を見張るものがあり、人口ひとつ取り上げても、私がこちらへ来てから一万人以上の増加を見せております。なお駅北側の土地区画整理事業の結果においても3500人も増えると聞いております。そんなことを考えるとき、一刻も早く町内会の整備をしなくてはならないはずであります。このようなことは人口が増えれば増えるほど、作業が大げさなことになってしまうものであると思います。 昨日隣家に他県から引っ越してきた人がご挨拶に見えました。隣家が同じ町内かどうかも分からない私にとって寂しいことであります。 どうか善処して頂きますようお願い申し上げます。
回答	H28.7.14　担当課　市民活動支援課 区・自治会等（町内会）については、地縁による団体であるため、原則的には区域ごとに加入をいただいており、市内に転入された方から自治会加入の相談が市にあった場合などには、その区域の区長・分区長又は自治会長を紹介しております。 しかしながら、過去からの経緯で区域が入り組んでいる地域もあり、また、ご意見にありますとおり、近所に転居した場合や、いわゆる分家をした場合などに、以前からの区・自治会等に留まって付き合いを続けているケースも見受けられます。 地域の活性化や相互扶助の観点等から、区域ごとの自治会加入が望ましいものの、過去からの経緯や付き合いなど個々の事情があり、また、区・自治会等は地域住民による任意の団体であること、自治会加入はあくまでも個人の意思であることから、市から働きかけることは難しくなります。 また、袖ケ浦駅海側土地区画整理についてですが、市では新たに区・自治会等を組織する場合、その活動や活動拠点の確保等について可能な限りの支援を行っておりますが、こうした新たな地域コミュニティの形成には、地域住民の皆様の意識の高揚が基本にあると考えております。このため、今後、地域住民の皆様の意見や意向を確認しながら、早期の地域コミュニティの形成に向けて、支援や助言等を行ってまいりますのでご理解ください。 この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。